

本縣では本年六月下旬より約三ヶ月に亙り滿洲國に於て勤勞報國の聖業に参加し、十月初旬歸縣した我が興亞青年勤勞報國隊鳥取中隊幹部を中心として去る十一月六日その報告會並今後本事業の協力につき協議懇談會を鳥取市仁風閣で開催したのであつたが、當日の會同に於て右參加者並にこれが賛同者を以て興亞青年鳥取縣勤勞報國會を組織することとなつた。

本會は、肇國の理想に基き新東亞建設の眞義を體し、大陸認識の強化並に滿蒙開拓に協力するを以てその目的とするものであつて、本部を鳥取縣廳社會教育課内に置き、支部を各郡市に置くものである。總裁には本縣知事を推戴し、會長に縣學務部長、副會長に縣社會教育課長を推し、理事は會長より委嘱し、評議員は各支部より選出することとなつてゐる。

本會の綱領及び事業實施要目は次の通りである。

綱 領

- 一 我等は興亞の大使命に生く 盡忠献身 以て 八紘一字の大陸建設を期す
- 一 我等は難關を拓いて伸展を望む 克己精勵 以て雄渾敢爲の氣魄陶冶を期す
- 一 我等は身を挺して艱苦に當る 流汗奉仕 以て剛健不撓の身體鍊成を期す

事業實施要目

- 一 大陸國策の普及徹底に關する事項
  - 1. 資料展覽會・映畫會・講習會・研究會・座談會等を適當なる機會に随時開催し大陸國策の普及徹底を圖ること
  - 2. 大陸視察見學實地調査の爲の施設計畫促進に努むること
- 二 滿蒙開拓事業認識強化に關する事項
  - 1. 滿蒙開拓參考圖書・圖表・寫眞・統計資料の蒐集及其輪讀回讀を成し努めて廣汎なる活用に留意すること
  - 2. 系統機關又は他團體の主催に係る同趣旨の會合に對して積極的に參加協力すること

三 興亞青年勤勞報國隊編成の助

- 一 關する事項
  - 1. 毎年編成派遣せらるる、興亞青年勤勞報國隊募集に對しては指導者、醫療班及び隊員適格者を調査し極力其の編成に援助すること
  - 2. 報國隊員派遣留守宅の勞力奉仕其他の援助に努むること
- 四 開拓士並滿蒙開拓青少年義勇軍送出に關する事項
  - 1. 開拓士並滿蒙開拓青少年義勇軍適格者調査と其名簿を作成し應募勸奨に努むること
  - 2. 一郡より義勇軍一小隊六十人を物色し郡單位郷土小隊編成の氣運醸成に努力すること

五 分村分郷計畫樹立促進に關する事項

- 6. 殘留家庭に對する勞力奉仕、開拓士の結婚斡旋家族招致に對する援助等をなすこと
- 7. 物故せる開拓士並義勇軍の遺族に對する弔意、生活援護を協力すると共に物故者の精神顯揚に努むること
- 五 分村分郷計畫樹立促進に關する事項
  - 1. 自町村に於ける農家一戸當農家經營理想反別の調査と現在自町村耕地反別並農家戸數との比較調査をなすこと
  - 2. 村郷より一定戸數を大陸に送出是れより新農村を建設する氣運醸成の爲言論文書に依る宣傳並町村内各種團體協議會、部落懇談會、村民大會等の開催に協力し根本精神の徹底に努むること
  - 3. 分村實施後の母村に於ける農村共同組織の強化、生産力の維持増進、農家生活の安定向上を目指す新農村建設の爲めの活動を積極的に行ふこと
  - 4. 母村と分村との精神的經濟的聯繫を強固



痲軍人に止まらずその家庭、延ては一般國民の結核撲滅の見地よりするも寔に寒心に堪へざる次第につき、本縣に於ては大體次の要項により十一月七日より十八日までの間全縣下に涉り、傷痲軍人の健康診断を實施し各人に對する醫療の要否を判別し保護の徹底を期すると共に、職業保護についても傷病の重き者相當多數歸郷せるを以て健康診断實施に併せて、傷痲軍人各個につき職業等に關する全般的調査を實施し、職業保護に對してもその徹底を期し以て再起奉公を促進することになつた。

(一) 診断及職業調査を受くべき者

健康診断及職業調査の對象となるべき者は支那事變により傷痲を受け若くは疾病に罹り之が爲除役又は召集解除せられたる者(現に傷兵保護、軍事扶助法その他國及縣の醫療施設により、醫療保護を受けつゝある者及歸郷療養中の軍人を除く)たること

(二) 集合に關する事項

1. 實施すべき者は市町村内居住者にして指定實施の日時に各その集合場所に出頭することになつてゐるのであるが、若し通報に漏れたる者については最寄の場所に適宜出頭せられたい。
2. 縣内居住者にして關係市町村外に居住せる者に對しては、その居住地の診断指定日に出頭せられたい。
3. 縣外居住者に對しては市町村長の届出によつて、現住の府縣に於て本診断及調査を受けしむることになつてゐるから、現住所氏名及職業等を書面を以て集合當日届出でられたい。
4. 市町村内居住者にしてその當日出頭し得ざる者(他行中の者を含む)についてはその事由(出稼中の者にありては居所氏名、勤務先等)を詳細市町村長に於て書面を以て集合の日に届出でられたい。
5. 當日止むを得ずして出頭せざりし者に對しては、後日實施の豫定である。

6. 診断及職業調査を受くる者は市町村長に於て引率せられ指定の日時、場所に集合することになつてゐる。

實施事項

- 1.(三) 傷痲軍人健康診断の實施
2. 傷痲軍人職業調査の實施及職業指導
3. 傷痲軍人身上相談及援護事業の指導

(四) 出頭者に關する事項

- 健康診断及職業調査の爲集合したる者に對しては、左の如く交通費を支給することに於ては、左の如く交通費を支給することになつてゐる。(附添人には支給せられない)
1. 汽車賃は三等實費を支給す
  2. 汽車以外の交通機關によりたる者については、その實狀により實費を支給せられる見込である。(乗合自動車以外のものによる際は業者の領收證持參のこと)
  3. 旅費の受領に印鑑を要するを以て必ず携帯せられたい
  4. 當日は身體を清潔にし貴重品は携行せられざること

(五) 健康診断

健康診断費は無料にして必要に應じ「レントゲン」寫眞の撮影、咯痰検査及赤沈測定を無料にて實施するの外、治療上の指導及醫療の必要ある者に對しては傷兵保護による醫療若くは、軍事扶助法又は軍人援護會による醫療を實施せしむることになつてゐる。

(六) 職業調査及職業指導

1. 各人の傷病と就業狀況の調査及職業指導を行ふ。
2. 職業相談、斡旋及補導並に職業再教育の相談及指導をなす

(七) 軍人援護事業及身上相談

1. 軍事扶助法及軍事援護事業の相談並に指導をなす
2. 傷痲記章及その他優遇並に各般の身上相談及指導

